

※(1)  
住民票記載通りに記入  
※(2)  
戸籍記載通りに記入

**離婚届**

平成 28 年 4 月 / 日 届出 (あて先) 長

受理 平成 年 月 日	発送 平成 年 月 日					
第 号	第 号					
送付 平成 年 月 日	長印					
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

(よみかた) 氏名	夫 こうの たろう	妻 こうの はなこ				
氏名	甲野 太郎	甲野 花子				
生年月日	昭和 平成 56 年 7 月 1 日	昭和 平成 58 年 10 月 1 日				
住所	福岡県福岡市中央区 城内1番地1号	福岡県福岡市中央区 城内1番地1号				
世帯主の氏名	甲野 太郎	甲野 太郎				
本籍	福岡県福岡市博多区博多駅前2丁目1番地	福岡県福岡市博多区博多駅前2丁目1番地				
筆頭者の氏名	甲野 太郎					
夫の父	甲野 丙男	妻の父	乙川 丁男			
母	甲野 丙子	母	乙川 丁子			
離婚の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚	<input type="checkbox"/> 和解	<input type="checkbox"/> 調停	<input type="checkbox"/> 請求の認諾	<input type="checkbox"/> 審判	<input type="checkbox"/> 判決
婚姻前の氏にもどる者の本籍	福岡県福岡市中央区大牟田1番地	福岡県福岡市中央区大牟田1番地				
未成年の子の氏名	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子				
同居の期間	昭和・平成 年 月 から 昭和・平成 年 月 まで	昭和・平成 年 月 から 昭和・平成 年 月 まで				
婚姻中に使用していた氏で記入						
婚姻前の世帯のおもな仕事	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯	<input checked="" type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯				
夫妻の職業	夫の職業 自営業	妻の職業 専業主婦				
届出人	夫 甲野 太郎	妻 甲野 花子				
署名押印	甲野 太郎	甲野 花子				
連絡先	電話(092) 409-1068	( ) 自宅・携帯・勤務先・その他( )				

**【お願い】**届出の際に窓口にお越しの方の本人確認を行いますので、運転免許証やパスポートなど本人確認ができるものをお持ちください。

- 記入の注意**
- ◎鉛筆や消えやすいインクで書かないでください。◎文字は、略さず正確に書いてください。
  - ◎この届書を本籍地でない役場に出すときは、「戸籍謄本」または「戸籍全部事項証明書」が必要ですから、あらかじめご確認ください。ただし、本籍が福岡市内の方が、福岡市の区役所・出張所に届け出る場合には必要ありません。
  - ◎届書は福岡市の区役所・出張所に届け出る場合は1通で結構です。
  - ◎そのほかに必要なもの
    - ・調停離婚のとき→調停調書の謄本
    - ・和解離婚のとき→和解調書の謄本
    - ・認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
    - ・審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
    - ・判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書
  - ◎外国人の方の届出については、必要書類等提出される役場にあらかじめお尋ねください。
  - ◎協議離婚の場合、成年者2名の証人が必要です。父母、その他の親族の方でも結構です。

※証人  
裁判離婚、審判離婚、調停離婚の場合は記入不要

**証人 (協議離婚のときだけ必要です)**

署名押印	甲野 丙男	乙川 丁男
生年月日	明治 昭和 大正 平成 30 年 12 月 1 日	明治 昭和 大正 平成 35 年 5 月 1 日
住所	福岡県福岡市博多区博多駅前2丁目1番地1号	福岡県北九州市小倉北区浅野2丁目12番地21号
本籍	福岡県福岡市中央区大手門1丁目7番地	福岡県北九州市小倉北区1丁目4番地

署名は、必ず本人が自署してください。証人が夫婦の場合でも印は別々のものを押してください。

- ◎実父母の氏名を書いてください。
- ◎父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけ書いてください。
- ◎養父母については、「その他」欄に次の例のように書いてください。

養育費、面会交流について取決めをしていないと後々トラブルになる可能性があります。離婚協議書などを利用して離婚前に取り決めをしておきましょう。  
⇒離婚協議書ダウンロードはページ下からどうぞ

- ◎□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
- ◎今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しなくても構いません。(この場合には、この離婚届と同時に戸籍法77条の2の届出を提出する必要があります。)

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものに☑をつけてください。

(面会交流)	<input type="checkbox"/> 取決めをしている。	<input checked="" type="checkbox"/> まだ決めていない。
(養育費の分担)	<input type="checkbox"/> 取決めをしている。	<input checked="" type="checkbox"/> まだ決めていない。

未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

婚姻の年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

氏名	妻	不受理有・無担当	氏名	使者
要	(No)		要	氏名:
要	免・パ・住(写真)・在		要	住所:
不要	保険証・年金・口頭		不要	免・パ・住(写真)・他( )

◎届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

- ◎署名は、婚姻中の氏名で必ず本人が自署してください。
- ◎協議離婚の場合、印は各自別々の印を押してください。
- ◎届出人の印をご持参ください。

◎平日の昼間(役場の執務時間中)に連絡のとれる電話番号をお書きください。

**住民異動届について**

- ◎住所が変わる方は、別に住民異動届(転入届・転居届・世帯変更届など)の手続きが必要となります。
- ◎市外からの転入の場合は、旧住所地の市区町村役場から「転出証明書」を取り寄せて新住所地の区役所・出張所で転入届をしてください。
- ◎福岡市内間の異動は、新住所地の区役所・出張所だけで届出ができます。(転出証明書は必要ありません。)

婚姻の氏を継続して名乗る場合、記入不要  
※別紙⇒『離婚の際に称していた氏を称する届』を提出

※(5)  
婚姻中に使用していた氏で記入

※(8)  
別居がなかった場合は記入不要

協議離婚の場合、夫婦両名の署名・押印必須  
印影の異なるもので押印  
※裁判所を通した離婚については、夫婦一方のみでよい